

2008年10月28日

## デカブロモジフェニルエーテル (c-Deca BDE) ユーザーとそのサプライチェーン業界の皆様へ

日本難燃剤協会  
環境委員会  
ハロゲン部会

### デカブロモジフェニルエーテル(c-Deca BDE)用途調査について (第3報) (POPRC4 国際会議の報告)

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当協会の活動にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2008年9月1日付のc-Deca BDE (商業用デカブロモジフェニルエーテル) のエッセンシャルユース調査でご説明いたしました日本国内でのc-Deca BDEの製造・輸入・使用等の禁止に関する最新状況を下記にご報告申し上げます。

#### [2008年10月12日からのPOPRC4 (第4回POP s 国際技術検討委員会) での結論]

##### 1) c-OctaBDEに関する決定事項

- ① c-Octa BDEの最終ドラフトに多く記載されているc-Deca BDEに関する記述は削除された。c-Deca BDEを検討対象とするためには正式な手続きを踏んで改めて提案されなければならない。
- ② c-Octa BDEは臭素数6~9のBDEの混合物であったが、臭素数8と9のBDEにはPOP s要件である蓄積性が無いため(POPRC2で確認)、POP sの対象とするのは臭素数6と7のBDEとすることが確認された。
- ③ 脱臭素化による低臭素化体への変位については、実験室レベルでは起こっているが脱臭素化の速度が遅く、実環境での知見が不十分であるとのことから今回は議論の対象とせず、今後の検討課題となった。

上記の検討内容を踏まえ、2009年5月の締約国会議(COP会議)では臭素数6のBDE(Hexa BDE)と臭素数7のBDE(Hepta BDE)を含むc-Octa BDEをPOP s: ANNEX A(廃絶)として勧告することとなりました。要するに臭素数8、9のBDEについては来年5月に開かれるCOP会議では議論されることはなくなりました。

このPOPRC4の結果により、現時点では想定される最悪の事態であった日本国内での2009年10月からのc-Deca BDEの製造・輸入・使用等の禁止の可能性は無くなりました。

## 2) 今後の対応

また、今後の POPs 条約に関する国際会議のスケジュール（案）によりますと 2009 年の以降の締約国会議（COP）は 2011 年に予定されており、今回の POPRC4 で見送られた候補物質あるいは新規に候補となる物質の確定は早くても 2011 年になります。

日本難燃剤協会では c-Deca BDE の国内メーカーと協力し POPRC 4 にオブザーバーを派遣、経済産業省・環境省の協力を頂き科学的な知見を元に c-Deca BDE の安全性を擁護してまいりました。今回の POPRC 4 の結果は私ども日本難燃剤協会が主張してきた内容が認められたものと存じます。

今回の POPs 問題のような環境問題に取り組んでいくためには皆様のご協力が不可欠です。今後ともご理解・ご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

以上

### 〔\*詳細補足説明〕

#### <POP s とは>

環境中への残留性の高い化学物質の削減や廃絶に向けた国際条約「残留性汚染物質に関するストックホルム条約（POP s 条約）」に基くものです。

POPs (Persistent Organic Pollutants: 残留性汚染物質) とは環境中での残留性・生体蓄積性・人又は環境毒性があり、長距離を移動し他の地域の環境にも影響を及ぼす物質のことです。

#### <c-Octa BDE の POP s 対象>

今回 POP s 条約に提案されている c-Octa BDE は臭素数 6～9 の BDE の混合物です。臭素数 6～9 の BDE は残留性に違いがあると考えられており、臭素数 8 と 9 の BDE について残留性は確認されておられません。

しかし、最新の提案書の中で臭素化 BDE は或る条件下で脱臭素化し、より残留性の高い低臭素化 BDE になるとの記載がありました。

なお c-Octa BDE は既に日・米・欧では業界が自主的に製造・輸入・販売を中止しております。

#### <なぜ c-Octa BDE の POP s 指定によって c-Deca BDE が規制されるのか？>

c-Octa BDE の構成物質が POP s となった場合、日本の化審法ではこれら構成物質である臭素数 6～9 の 4 種類の BDE が第 1 種特定化学物質に指定されます。この場合、意図的・非意図的に係わらず臭素数 6～9 の BDE を含む製品は製造・輸入・販売・使用が原則として禁止されることとなります。

現在市販されているデカブロモジフェニルエーテル（c-Deca BDE）は 1-3% 程度の Nona BDE（臭素数 9）と極微量の Octa BDE（臭素数 8）を不純物として含んでおります。

このため Deca BDE に問題は無くとも、その不純物によって化審法上、製造・輸入・販売・使用が原則として禁止されます。

<第1種特定化学物質とは>

- ・現在、PCB等16物質指定されています。
- ・難分解性、高蓄積性及び長期毒性又は高次捕食動物への慢性毒性を有する化学物質
- ・措置の内容としては、製造又は輸入の許可、使用の制限、政令指定製品の輸入制限、物質指定等の際の回収等措置命令等が規定されています。原則として、製造・輸入・使用が禁止されています。

<日本難燃剤協会の対応>

日本難燃剤協会では BSEF（臭素科学環境フォーラム）と協調し、c-Deca BDE の有用性を守るために経済産業省・他の業界団体・ユーザーと密接に連絡を保ちながら POPs 問題に対応していく所存です。本件に関する情報は適宜、皆様に対し発信申し上げます。

本件に関するお問い合わせ・ご質問は日本難燃剤協会までお問い合わせ下さい。

日本難燃剤協会

事務局

Tel 03-3517-2232

FAX 03-3517-2560

E-mail: [info@frcj.jp](mailto:info@frcj.jp)